

## 欧州の基準・認証制度の動向（2014年7月/8月）

### ● ..... トピックス一覧 ..... ●

1. 食料品・飼料
2. エネルギー効率・エネルギーラベル
3. 製品安全
4. 自動車
5. 欧州化学品規制（REACH）
6. 貿易問題



### 1. 食料品・飼料

#### (1) 緊急警報通知（RASFF Portal）:日本から輸入される2食品に対して通関拒否通知

緊急警報通知（RASFF）は、EU 域内でヒトの健康に対するリスクが確認された食品・飼料に関する情報交換並びに通知を加盟国間で迅速に行うことを目的として、欧州委員会が設置したポータルサイトである。

2014年8月、スペインは日本からの2品の輸入品に未承認の食品添加物とその他の原料が含まれていたとして通関拒否の通知を行った。スペインによる通知の詳細は次ページの通り。

製品（通知）	物質/危険性	通知を行った加盟国	措置	リンク
麺 (Notification 2014. BJN)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品添加物タートラジ（tartrazine）黄色4号（E102）の含有量が高すぎる</li> <li>● 未承認の卵白</li> <li>● 未承認の食品添加物インジゴカルミン（E 132）の使用</li> </ul>	スペイン	通関拒否通知	<a href="#">RASFF Portal</a>

保存加工をした野菜 (Notification 2014.BJE)	• 未承認の食品添加物ポンソー4R/コチニールレッド A (E 124) の使用	スペイン	通関拒否通知	<a href="#">RASFF Portal</a>
--------------------------------------	------------------------------------------	------	--------	------------------------------

(2) 食品の農薬残留基準値に関する改正

欧州委員会は官報にて、食品・飼料用作物及び動物性食品における農薬残留基準（上限）値を定めた、EU 規則396/2005（2005年2月23日付け）の改正を発表した。

今回の改正で、以下の成分に関する新たな農薬残留基準値を収載した；オルトフェニルフェノール (2-phenylphenol)、クロルメコート (chlormequat)、シフルフェナミド (cyflufenamid)、シフルトリン (cyfluthrin)、ジカンバ (dicamba)、フルオピコリド (fluopicolide)、フルトリアホール (flutriafol)、ホセチル (fosetyl)、インドキサカルブ (indoxacarb)、イソプロチオラン (isoprothiolane) マンジプロパミド (mandipropamid)、メタアルデヒド (metaldehyde)、メトコナゾール (metconazole)、ホスメット (phosmet)、ピクロラム (picloram)、プロピザミド (propyzamide)、ピリプロキシフェン (pyriproxyfen)、サフルフェナシル (saflufenacil)、スピノサド (spinosad)、トリフロキシストロビン (trifloxystrobin)

参照：EUの官報 [L 202/1](#)

(3) 新開発食品原材料：シチコリン (citicoline)

7月3日、欧州委員会は、EU 規則258/97の第3条第1項で定める基準を満たしているとして、新開発食品原材料としてのシチコリン (citicoline) の販売・流通を域内で許可する決定を行った。

シチコリンの販売許可申請は、バイオや化学合成技術に特化した日本企業である協和発酵バイオ株式会社の欧州子会社、協和発酵ヨーロッパ GmbH が行っていた。

EU 規則258/97で認められた種類ごとのシチコリンの最大使用量は、以下の表の通り。

食品の種類	最大容量
サプリメント用	500 mg/1日
医療目的の食事療法用食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 250 mg/1食</li> <li>• 1日の最大摂取量1000 mg</li> </ul>

参照：EUの官報 [L 196/24](#)

(4) 新開発食品及びその原材料：微小藻類（Schizochytrium sp.）に由来する油とナタネタンパク質

欧州委員会は、EU 規則258/97の第3条第1項で定める基準を満たしているとして、以下の製品を新開発食品及びその原材料として域内における販売・流通を許可する決定を行った。

- ナタネタンパク質（Rapeseed protein）（参照：EUの官報[L 196/27](#)）
- 微小藻類（Schizochytrium sp.）に由来する油（参照：EUの官報[L 209/55](#)）

(5) 食品添加物

欧州委員会は EU 規則923/2014で、特定の食品に対して以下の2種類の食品添加物の利用に関する新しい変更を加えた。

- リボフラビン（E 101）のアルミニウムレーキ（aluminium lakes）
- コチニール（cochineal）、カルミン酸（carminic acid）、カルミン（carmines）（E 120）

参照：EUの官報[L 252/11](#)

(6) 有機製品

欧州委員会は、有機製品の輸入、製造、表示に関連する規則として、豚と家禽の有機生産と製品の表示に関する EU 規則836/2014を採択した。

参照：EUの官報[L 230/10](#)

(7) EFSA の科学諮問機関が複数の物質に対して助言

欧州食品安全機関（EFSA）は、EU と加盟国に対して食品や飼料の安全性に関する科学的提言を行う機関である。同機関の助言は、EU や加盟国が消費者の健康を守るための行動をとる際に参照される。EFSA は、最近、以下の通りアクリルアミドの問題を検証している。

①アクリルアミド

アクリルアミドは、150度以上の高温で調理された場合に形成される化学物質で、ポテトチップスやパン、ビスケット、コーヒーなどのでんぷんを含む食品に含まれる可能性がある。EFSA によれば、食品中のアクリルアミドは年齢にかかわらず、全ての消費者と特に体重の少ない幼児の発がん性を

高める。さらに発がん性の他にも胎児期の発育や男性生殖器系にも影響を与える可能性があるという。

同化学物質に対する科学的提言を行うために、EFSA は専門家の意見を収集するパブリックコンサルテーションを9月15日まで開催した。同コンサルテーションの結果は、2015年6月ごろに発表される予定の EFSA の科学的提言に盛り込まれる。

参照：EFSAの[サイト](#)、EFSAのコンサルテーション[サイト](#)、EurActivの[記事](#)、New Europeの[記事](#)

## ②サンセットイエロー

7月15日、EFSA は着色料サンセットイエロー (E 110) に関して、新しい一日摂取許容量を、体重 1 kg あたり4mg とする発表を行った。今までに EFSA は、暫定値として一日摂取許容量を、体重1 kg あたり1mg としていた。

参照：EFSAの[プレスリリース](#)

## ③粉ミルク

7月24日、EFSA は幼児用粉ミルクからのエネルギーと多量栄養素、微量栄養素の望ましい摂取量に関する提言を発表した。各栄養素に関する詳しい摂取量は EFSA のサイトを参照。

参照：EFSAの[プレスリリース](#)

## (8) EFSA と日本の食品安全に関する2国間協定

7月7日、欧州食品安全機関 (EFSA) は、2014～2016年中の国際的な食品安全とリスク評価に対する EU のコミットメントに基づき、「2014～2016年の国際科学協力に関する多年次プログラム」を発表した。

EFSA は、国際的な取り組みを強化するために、日本などの複数の国とリスク評価を含む2か国間協力を継続していく。

参照：EFSAの[2国間協定プログラム](#)、EFSAの[プレスリリース](#) (2014年7月7日)

## (9) その他の食料品に関する規制

欧州委員会は以下の食料品に関する規則を採択した：

- グルテンを除去、又は抑えた食品の表示要件を設定した EU 規則828/2014  
参照：EUの官報[L 228/5](#)
- 7月16日から施行された穀物類に対して固定関税率を適用する EU 規則 774/2014  
参照：EUの官報[L 209/51](#), EUの官報[L 210/20](#)
- 家禽の肉や卵類、卵由来のタンパク質の輸入に対する関税に関する EU 規則 798/2014  
参照：EUの官報[L 219/1](#)

## 2. エネルギー効率・エネルギーラベル

### (1) 空調機器に関するエコデザイン規制とエネルギーラベル

7月18日、欧州委員会は住宅用とその他の建物の空調機器のエネルギー効率を改善するために最小エネルギー効率要件を導入する新しい規則を採択した。新しい規則には、騒音レベルの上限と換気ユニットのデザインの改善に関する規定も含まれる。

同規則はエコデザイン指令（2009/125/EC）の下、TV やパソコン、変圧器、ボイラー等のエネルギー使用製品とその他の窓や断熱材、蛇口などのエネルギー消費に影響を及ぼす製品に関して、欧州レベルで環境に配慮した設計（エコデザイン）を行うことを義務付けている。

2016年1月1日から換気ユニットが同指令の対象に含まれ、さらに、換気ユニットに対するエネルギーラベリング枠組みで補完される。新たなエコデザイン指令並びにエネルギーラベル表示に関する規制は、2014年12月に EU 官報で発表される見込み。

参照：欧州委員会の [サイト](#)、欧州理事会の [発表](#)（2014年7月18日）

### (2) 欧州委員会が2030年のエネルギー効率目標30%を提案

7月23日、欧州委員会は、2030年にエネルギー効率を30%改善する目標を提案するコミュニケーションを発表した。同目標は、EU の2030年気候変動エネルギー枠組みの一部で、1990年比で40%のCO2排出を削減する目標と、エネルギー消費全体における再生可能エネルギーの割合を27%とする目標が含まれている。

エネルギー効率30%目標は、EU エネルギー安定供給戦略を補完する役割も果たす。ウクライナ危機を巡るロシアとの緊張が再度高まる中、エネルギー効率の向上は EU のロシアに対するエネルギー依存度を引き下げるからである。

10月開催の欧州理事会において、30%エネルギー効率目標を採択するかどうか、同目標を義務付けするかどうかも含めて審議される。

参照：EurActivの[記事](#)（2014年7月24日）、New Europeの[記事](#)（2014年7月23日）、欧州委員会の[プレスリリース](#)（2014年7月23日）、欧州委員会の[覚書](#)（2014年7月23日）、欧州委員会の[ウェブサイト](#)、欧州委員会の[コミュニケーション](#)（2014年7月23日）

### (3) 循環型経済に関する新しい規制パッケージ

7月2日、欧州委員会は、EU における循環型社会の実現に向けた新しい規制パッケージを採択した。製品や素材をライフサイクルの最終段階で廃棄する従来の単線形の（リニア型の）経済モデルとは異なる循環型経済は、資源の無駄を省くために再利用や修理、リサイクル製品を基とした、より持続可能な経済モデルを指す。そのため、今回の循環型経済パッケージは、欧州の資源効率政策に資するものであり、2030年までに資源効率を30%改善する目標を設定した。

同政策パッケージの中核は、EU の廃棄物政策の見直しであり、野心的な廃棄物目標を設定すると同時に、既存のビジネスモデルに大きな影響をもたらす要素を内包する。具体的には、製品の耐久性を伸ばす、有害あるいはリサイクル（代替）が難しい原材料の使用を減らす、エコデザイン指令（2009/125/EC）拡大生産者責任スキームの強化、等が含まれる。

参照：欧州委員会の[プレスリリース1](#)（2014年7月2日）、[プレスリリース2](#)（2014年7月2日）、EurActivの[記事](#)（2014年7月3日）、欧州委員会の[サイト](#)

## 3. 製品安全

### (1) 室内用ブラインドのための新しい安全基準

欧州委員会は、室内用ブラインドに関する以下の3つの安全基準を通達した。

- EN 16433:2014
- EN 16434:2014
- EN 13120:2009+A1:2014

これらの安全基準は一般的な製品安全に関する EU 指令（2001/95/EC）の下、欧州委員会の要請に基づき、特に幼児を含む消費者が鋭利な形状によってケガをする危険から守るために欧州標準化機構（ESOs）で開発された。

参照：EUの官報[L 243/54](#)

## (2) 玩具に対するニッケルの使用

欧州委員会は玩具に対するニッケルの使用に関する新しい EU 指令（2014/84/EU）を採択した。新しい指令によれば、電子玩具へのニッケルの使用が可能となった。以前の指令では、ニッケルの使用はステンレス鋼の玩具にのみ認められていたが、科学的な影響評価の結果、電子玩具へのニッケルの使用は人体の健康に安全だと結論付けられた。

一方で、健康への安全性に配慮して、ニッケルの最大使用密度は電子玩具の1%までと定めている。

参照：EUの官報[L 192/49](#)、欧州委員会の[サイト](#)、欧州委員会の玩具の安全性規制に関する[サイト](#)

## (3) 船舶機器に関する新しい指令

8月28日、欧州委員会は船舶機器の安全性基準を定めた船舶機器指令（96/98/EC）に代わる新しい指令（2014/90/EU）を採択した。

参照：EUの官報[L 257/146](#)

## (4) 水銀に関する水俣条約に関するパブリックコンサルテーション

8月19日、欧州委員会は水銀に関する水俣条約の批准・実施についてオンライン上でパブリックコンサルテーションを開始した。2013年に国際的に締結された同条約は、水銀の副作用から人体の健康と環境を保護し、水銀の使用を段階的に廃止することを目的としている。

EU は既に、水銀を含む製品の輸出入や廃棄、大気や水中への放出などを含む水銀に関する規制の包括的な枠組みを設けている。しかし、水俣条約を批准するためには、水銀を含む特定の製品の輸出禁止や、市場にまだ投入されていない製品への水銀の利用禁止など、EU の水銀関連法案に修正を加える必要がある。

今回のコンサルテーションは2014年11月14日まで行われ、期間中に集められた意見は水俣条約の批准パッケージに反映される。

参照：欧州委員会の [プレスリリース](#)（2014年8月19日）、コンサルテーションの [サイト](#)

#### (5) 日本製品に対する RAPEX 通知

欧州共同体緊急情報システム（RAPEX）は、他のメカニズムで監視されている食品、医薬品、医療機器以外の製品を対象とし、ヒトの健康と安全に対するリスクが確認された製品に関する情報や、既に実施された政策に関する情報の交換並びに通知を加盟国間で迅速に行うことを目的として、欧州委員会が運営しているシステムである。

2014年7月、ポーランドは、三菱自動車の乗用車をトランスファーカバーのオイルシールに欠陥があったとして、欧州共同体緊急情報システム（RAPEX）を通じて欧州委員会にリコールを通知した。

メーカー名/製品	不良原因	通知を行った加盟国	対策	参照
三菱自動車 乗用車	トランスファーカバーのオイルシールに欠陥	ポーランド	消費者からリコール	RAPEX レポート <a href="#">29</a>

## 4. 自動車

### (1) デンソーの技術が高効率交流発電機をエコ・イノベーションとして認定

欧州委員会はデンソーの高効率交流発電機を車両の燃費向上と CO2排出削減に貢献するエコ・イノベーション技術として認定した。

同認定技術を搭載したあらゆる車両は、型式認証時に一定（最大で7g/km）の CO2削減効果を持つエコ・イノベーション車両とみなされる。欧州委員会はこれまでに、アウディの LED、部品メーカーValeo の高効率電気モーター、ボッシュ（BOSCH）のナビゲーションシステム等をエコ・イノベーション技術として認定してきた。

参照：EUの官報[L 210/17](#)

### (2) 自動車部品に関する ECE 基準

国連欧州経済委員会（UN/ECE）は、自動車部品の型式認証に関する以下の一連の統一的な基準を採択した。欧州委員会は、国際基準調和に資する見地から、この UN/ECE の取り組みに参加し、以下の規則を採択した。



ECE 基準	対象部品	リンク
ECE/R6	方向指示器	EU官報 <a href="#">L 213/1</a>
ECE/R37	フィラメントランプ	EU官報 <a href="#">L 213</a>
ECE/R131	オートバイの先進緊急ブレーキシステム (AEBS)	EU官報 <a href="#">L214/36</a>
ECE/R23	リバースランプ	EU官報 <a href="#">L 237/1</a>
ECE/R46	後写鏡	EU官報 <a href="#">L237/24</a>
ECE/R19	前部フォグランプ	EU官報 <a href="#">L 250/1</a>
ECE/R112	前照灯 (非対称すれ違いビーム)	EU官報 <a href="#">L250/67</a>

### (3) 2輪と3輪、軽量4輪 (quadricycles) に関する型式認証と市場監視

8月22日、欧州委員会は、2輪と3輪、軽量4輪の型式認証と市場監視のための手続き要件を定めたEU規則901/2014を採択した。こうした車両向けに設計された部品や個別の技術ユニット、システムも対象となる同規則は、対象となる車両とその部品の型式認証のための手続き要件を簡略化し、統一することを目的としている。同規則は2016年1月1日から施行される。

参照：EUの官報[L 249/1](#)

## 5. 欧州化学品規制 (REACH)

### (1) 化学物質を評価する新しい試験方法

8月21日、欧州委員会は、欧州化学品規制 (REACH) の下、ヒトの健康や環境保護に影響を与える恐れのある化学物質を評価するための6つの新規もしくは改定された試験方法を採択した。

参照：EUの官報[L 247/1](#)

### (2) 化学物質を評価する新しい試験方法

8月19日、欧州委員会は、欧州化学品規制 (REACH) の許可対象物 (Annex XIV) に新しい物質を加えた。許可対象に加えられた物質は、特にヒトの健康に危険性があるとして、利用に関しては特定の使用許可が必要となる。

今回追加された物質は以下の通り：ホルムアルデヒドとアニリンのオリゴマー反応の生成物、ヒ酸、ジグリム (arsenic acid)、フタル酸ビス (2-メトキシエチル) (別名：ビス (2-メトキシエチル) フタレート)、1,2-ジクロロエタン (二酸化エチレン)、2, 2'-ジクロロ-4, 4'-メチ

レンジアニリン、トリス（クロメート）ニクロム（別名：クロム酸/クロム（Ⅲ））、クロム酸ストロンチウム（別名：ストロンチウムクロメート）、ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸ニクロム酸カリウム、クロム酸八水酸化五亜鉛

参照：EUの官報[L 244/6](#)

## 6. 貿易問題

### (1) 特定の農産品及び工業品に対する関税の適用除外

EU 規則1387/2013は、欧州域内で十分に生産されていない特定の農工業製品に関し、輸入品に対する EU 共通関税の適用を除外する製品のリストを定めている。これは、十分な量が継続して確実に供給されるようにして、市場の混乱を招かないようするための措置である。

2014年7月、新しいEU 規則722/2014を通じて100製品が同リストに追加された。

参照：EUの官報[L 192/9](#)

### (2) 環境製品に関する「環境製品イニシアティブ」の交渉開始

2014年1月24日、ダボス世界経済フォーラムで、欧州連合（EU）や米国、日本等を含む世界貿易機関（WTO）の加盟国14カ国（地域）が、化石燃料への依存を軽減し、CO2排出量を削減し、天然資源をより効率的に使用する等の、環境を保護するためのいわゆる「環境製品」貿易の自由化に向けた交渉を再開すると発表した。

2014年7月8日、スイスのジュネーブで交渉が開始された。環境製品イニシアティブに参加する加盟国は、対象製品の範囲を含め、将来的な協定内容に合意する必要がある。そのため、欧州委員会は、同イニシアティブの対象商品に関するパブリックコンサルテーションを開始した。同コンサルテーションは7月31日まで行われた。

環境製品イニシアティブでは、まず関税撤廃に焦点を当て、その後関税以外の障壁や環境サービスについても検討を行う予定。欧州委員会は特に、輸出品に付随するサービスの貿易自由化の障害除去に関心が高い。

参照：[共同声明](#)（2014年7月8日）、EEASの[サイト](#)、欧州委員会のパブリックコンサルテーションの[サイト](#)